

令和4年4月6日

2～6年生保護者の皆様

桜井市立朝倉小学校  
校長 常盤 慶一郎

## 地震発生時の対応について（お知らせ）

平素は、本校教育活動にご支援とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。  
さて、標記の件について、今後の地震発生時の児童の安全を確保するため、**桜井市教育委員会から地震発生時の対応について（通知）**を受け、**桜井市で震度5弱以上の地震が発生した場合**、下記のとおりに対応いたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

### 1. 在宅時（登校前）に発生した場合

- 学校からの指示があるまで「**臨時休業**」とします。登校させないでください。
- また、帰宅後や休日（日曜日・祝日）に発生した場合も、次の日は「臨時休業」とします。
- ※休業した場合の翌日以降の登校については、桜井市教育委員会の指示のもと、緊急連絡用メールなどで、学校から連絡いたします。必ず学校からの連絡を受けてから登校してください。

### 2. 在校時に発生した場合

- すべての教育活動を中止し、児童を安全な場所に避難させます。
- 児童は学校で待機し、原則として「**災害時児童引き渡しカード**」にしたがい、保護者（またはそれに代わる方）への引き渡しをおこないますので、児童を学校まで迎えに来てください。
- 保護者（またはそれに代わる方）が迎えに来られるまで、児童は学校に待機させます。

### 3. 登下校時に発生した場合

- 児童は安全な場所に一時避難し、学校もしくは自宅に近いほうに避難します。
- 保護者の方は、登下校中（通学路）の児童を確認しながら迎えに来てください。
- 帰宅した児童については、家庭にいることを学校に連絡してください。
- 学校に避難してきた児童は、保護者（またはそれに代わる方）が迎えに来られるまで、学校に待機させます。

### 4. その他

- 震度4以下の地震が発生した場合**、原則として通常通り授業を行いますが、ご家庭や通学路などの被害状況により、登校が困難な場合には、学校に連絡をしてください。
- お子様の「保護者への引き渡し」について、緊急連絡用メールの配信や電話連絡ができない状況も考えられますので、保護者の判断により学校に迎えにきてください。また、非常時には道路事情も危険を伴うことが考えられますので、十分ご注意くださいようお願いいたします。

**※想定外の被害が発生した場合は、上記の限りではありません。臨機応変な対応をさせていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。**

**※このお知らせは、家の見やすいところに貼っておいてください。**

**※「災害時児童引き渡しカード」は、年度ごとに書き換えることができるよう鉛筆でご記入ください。**